

G7 開発大臣会合コミュニケ
2024年10月22日～24日 (於:ペスカーラ)

1. 我々G7開発担当大臣は、いくつかの主要パートナーとともにペスカーラで会合を開催し、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた進展を妨げている開発課題及び複数の危機に対して、野心的な世界の対応にコミットし、また、要請した。特に低所得国(LICs)では、あまりにも多くの人々が、紛争、経済衰退及び貧困、食料不安及び栄養不良、質が高く安価な保健サービスへのアクセス不足、水と衛生へのアクセス、世界的な教育危機、気候変動、環境悪化及び汚染、生物多様性の損失、乏しい水資源、エネルギー不安、デジタル格差並びにジェンダー不平等及び差別の影響に苦しんでいる。

2. 我々は、女性及び女兒を含むウクライナ国民に壊滅的な影響を与え、集団的避難と深刻な人道上のニーズを引き起こしている、ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争を可能な限り最も強い言葉で非難する。我々は、ウクライナの保健システムの重大な混乱を強調する。我々は、ウクライナ国民の健康を守るための継続的な取組において、ウクライナ政府を支援することにコミットする。人道支援に加え、我々は、特に、ウクライナにおけるマクロ財政の安定、重要インフラ、経済成長、社会的強靱性にとって、EU加盟への道のりの観点からも、開発、復旧及び復興支援が重要であることを認識する。我々は、2025年7月10日及び11日にローマで開催される次回のウクライナ復興会議に期待する。

3. 2023年10月7日のハマスの攻撃から1年が経過した今、我々は、性暴力の恐ろしい報告を含む、意図的な暴力による不当な行為を改めて最も強い言葉で非難する。我々は、犠牲者の家族とハマスによって連れ去られた人質の家族と共にある。我々はまた、ガザにおける即時停戦、全ての人質の無条件の解放、人道支援の大幅かつ持続的な増加及び紛争の終結についての我々の要請を改めて表明する。ガザの状況は壊滅的であり、数万人もの無辜の命が失われている。我々は、一般市民の保護が絶対的に必要であること、及び、絶対的な優先事項として、完全で、迅速で、安全で、妨げのない人道アクセスがなければならないことを改めて表明する。我々は、ガザ地区の人口のほとんどに影響を与えている、かつてないレベルの食料不安に対する懸念を表明する。国際人道法は尊重されなければならない。あらゆる形態かつ全ての関連する検問所を通じた完全で、迅速で、安全で、妨げられない人道アクセスを確保することは、引き続き絶対的な優先事項である。我々は、全ての当事者に対し、妨げのない支援の提供を可能にし、衝突回避措置を適切に実施することによって人道支援従事者の保護を確保することを要請する。我々は、国連パレスチ

ナ難民救済事業機関(UNRWA)及びその他の国連機関や組織の分配ネットワークが、最も必要としている者に支援を完全に届け、その使命を効果的に果たすことができることが不可欠であることに合意する。

4. 我々はまた、レバノンの状況を深刻に懸念している。我々は、国連安保理決議第1701号と統合的なブルーラインに沿った外交的解決のための空間を創出するための可能な限り早急な敵対行為の停止の必要性を想起する。これは、永続的に緊張を緩和し、イスラエルとレバノンとの国境を安定させ、レバノンの主権、領土一体性及び安定を完全に回復させ、避難民を双方の安心と安全を伴った形で故郷に帰還させるために必要不可欠な歩みである。我々は、全ての関係者に、一般市民の保護を要請する。我々は、レバノン市民の喫緊の必要性に応えるべく人道支援を提供することにコミットしている。我々はまた、イスラエル、ガザ及びレバノンにおける市民の犠牲者の家族に対して深い哀悼の意を表す。我々は、中東における、武力紛争の解決と人道的影響の緩和における国連の重要性を強調する。この点について、我々は、平和と安全を回復するための国連レバノン暫定隊(UNIFIL)の役割を認識する。我々は、適用可能な国連決議に従い、同暫定隊への我々の支持を強化することにコミットしている。我々は、UNIFILに対する攻撃に深刻な懸念を表明し、全ての当事者に対し、国際人道法を尊重し、UNIFILの安全を保証するよう強く求める。

5. 我々は、スーダンのような多くの他の国々に依然として影響を及ぼしている武力紛争についても、引き続き深刻に懸念している。スーダン国軍と即応支援部隊による人道アクセスの妨害は、スーダン国民の飢餓を引き起こしている。我々は、両当事者に対し、前提条件なしの永続的停戦に合意し実施すること、スーダンの最も壊滅した地域への複数の入域地点を通じたものを含め、国境及び境界線を越える安全で安定した人道アクセスチャネルを確立することを強く求める。我々は、全ての当事者に対し、人道支援関係者を含む全ての市民の安全を確保し、特に民生インフラ及び医療施設を保護するよう強く求める。

6. G7による過去の成果及び既存のイニシアティブ、また、持続可能な開発のための2030アジェンダ、アディスアベバ行動目標、リオ地球サミットの3つの条約、パリ協定及び昆明・モントリオール生物多様性枠組へのコミットメントを踏まえ、我々は、全てのSDGsの進捗を加速させ、あらゆる形態の貧困を終わらせ、複数の危機の結果に対処するための具体的かつ協調された行動のための努力を倍加する。平和なくして持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和はあり得ない。我々は、世界的な連帯並びに恐怖及び暴力のない公正で包摂的な社会への強いコミットメントを再確認する。この観点から、我々は、「未来サミット」の成果を特に歓迎す

る。これらを基礎として、我々は、今後開催されるリオ条約の締約国会議の目に見える結果の緊急性及び重要性を強調する。我々は、2025年に開催される国連の第4回開発資金国際会議を、SDGsの進捗を加速させる近代化された開発金融アーキテクチャーに関する世界的なコンセンサスを形成するための重大な局面と認識する。

7. 我々は、開発協力及び国際的なパートナーシップの優先事項として、ジェンダー平等、あらゆる多様性をもつ女性及び女児のエンパワーメント及び人権並びに持続可能で包摂的な開発の推進における彼女たちの重要な役割を促進するための我々の取組を再確認する。

8. 我々は、保健、教育、エネルギー及び食料安全保障、そして気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三重の危機、さらには自然及び気候変動に関連する災害、人口動態に関する課題並びに地政学的紛争及び戦争に関するものを含む、世界的な課題及び緊急事態が、人道的・社会経済的危機の放置につながりやすく、全ての女性及び女児に過大な悪影響を及ぼすことを認識する。この観点から、我々は、女性及び女児のエンパワーメントが、完全なジェンダー平等の達成のためのみならず、平和及び安全、そして包摂的で持続可能な経済成長の重要な推進力としても極めて重要であることを強調する。我々はまた、政治的、公的、経済的及び私的領域を含む意思決定のあらゆる側面における女性の完全かつ平等で有意義な参画の重要性を強調する。我々は、特に危機的な状況下における、世界中の女性、女児及びLGBTQIA+の人々の権利の後退に強い懸念を表明し、さらに、これらの人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。我々は、多国間の場でジェンダー平等を推進するために、世界的なパートナーと協働する。

9. G7プーリア首脳コミュニケに沿って、我々は、非正規の移住及び強制される退去の要因に対処し、移民が世界的にもたらず機会を捉えるために協力を強化するとの我々の共同のコミットメントを確認する。その際、我々は、出身国、経由国、目的国の持続可能な開発、強靱性及び安定を支援するため、これらの国々と連携して取り組んでいく。

10. これらの目標を達成するためには、我々は協働しなければならない。G7は、開発協力の基礎として、尊敬に基づく力強く対等なパートナーシップを引き続き構築する。我々は、パートナーのニーズに耳を傾け、現地のリーダーシップ及び専門性を評価・促進し、SDGsのローカル化及び2030アジェンダ実施の中心となる地域及び地方自治体との協力を含め、長期的に持続可能な開発を支援するための共通の優先事項を特定する。

11. 我々は、より効果的な多国間協力の促進、政策的な環境の整備、国内資金のより良い動員及び管理、G7の既存の協力資源のより協調的でインパクトのある活用並びにG7及びその他の国々からの民間投資家の更なる関与が緊急に必要であることを承知している。この観点から、我々は、三者間協力の促進を含む、G20ブラジル議長国下のG20及びその開発のイニシアティブとの緊密な協力へのコミットメントを改めて表明する。関連する国連及びその他の国際的なプロセスにおける進捗の加速支援に当たり、我々は、2024年ハンブルク・サステイナビリティ会議の成果をその足がかりとして歓迎する。

12. G7イタリア議長国下において、我々は、食料安全保障、栄養、持続可能な農業及び食料システム並びに持続可能な投資及びインフラにおける協調的な取組に焦点を当ててきた。さらに、世界中の多くの国々における複数の危機の社会的影響及び経済的・社会的不平等の拡大を踏まえ、我々は、保健・教育システムの強靱性についても取り組んできた。我々は、アフリカ特有の持続可能な開発の課題を認識し、共有された原則、現地のオーナーシップ及び結果に基づくイニシアティブを基礎とし、アフリカ連合アジェンダ2063及び統合されたアフリカ大陸テーマ別計画に沿った、アフリカとの公平かつ持続可能なパートナーシップに特に注意を払う。

食料安全保障、栄養及び持続可能な食料システム

13. 我々は、気候変動、生物多様性の損失、汚染、水不足、洪水及び干ばつなどの異常気象、多くの途上国経済における財政余地の縮小、脆弱な保健システム及びロシアのウクライナに対する侵略戦争を含む紛争の増加によって深刻化する、世界の食料安全保障及び栄養危機を深く懸念する。我々はまた、世界的な食料安全保障の課題及び緊急事態が、特に女性及び女兒に不均衡かつ悪い影響を及ぼすことを認識する。そのため、G7プーリア首脳コミュニケにおいて指示されたとおり、我々は、食料安全保障及び栄養を改善するための構造的な障壁に対処し、SDGs達成のための食料システムの中心的な役割を十分に活用し、パートナー諸国における食料システムの強靱性を高めるために、我々の首脳が立ち上げた相互に関連するイニシアティブのパッケージであるG7プーリア食料システム・イニシアティブ(AFSI)をさらに明確化した。包摂的で持続可能な農業及び食料システムの変革に向けたアフリカとのパートナーシップの文脈で、我々は、特に、2025年の新たな包括的アフリカ農業開発プログラム(CAADP)の枠組みへと続くポスト・マラボ・プロセス及びアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の実施を支援する。今後、我々はAFSIの目的に対する世界的な支援を継続し、G7の財務、農業、気候・環境及び保健トラックとの相乗効果によ

り、これらのイニシアティブを推進する。

気候システムと食料システムのネクサスに対処するための 相乗的で一貫した政策及び投資

14. 気候変動、汚染、生物多様性の損失、土地の劣化、水不足、並びに洪水、干ばつ及び砂漠化などの異常気象は、飢餓と栄養不良をなくすための闘いの進展を妨げる大きな要因である。同時に、持続可能で強靱な農業と食料システムへの移行なくして、気候変動と生物多様性の危機を解決することはできない。このため、我々は、パリ協定、昆明・モンリオール生物多様性枠組及び国連砂漠化対処条約(UNCCD)の目標を一貫かつ補完的な形で支援するための取組を強化することにコミットする。これには、本年末の生物多様性条約(CBD)COP16、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)、国連砂漠化対処条約(UNCCD)、COP16のリオ3条約の統合的な実施の中心に、持続可能な農業及び強靱な食料システムを据えることも含まれる。それは、気候変動、生物多様性の損失及び土地の劣化による複数の悪影響に対処し、生物多様性の保全、生態系、水資源及び土壌の持続可能な管理並びに気候変動への適応及び緩和のための経済的インセンティブを創出するためには、強靱かつ生物多様性に配慮した持続可能な農業、養殖業、漁業及び食料システムの強化に投資することが不可欠であり、SDGsのための進歩の加速に影響を与える重要な機会を提供する。

15. 我々は、女性及び女兒が気候変動、食料不安、生物多様性の損失及び汚染の影響を不均衡に受けていること、また、人口動態の課題並びに環境政策、戦略及び関連する資金調達に関する決定がなされる国際的、国家的及び地域的なフォーラムにおいて、依然として指導的立場にある女性の参画が少ないことを認識する。我々は、全ての関連するフォーラムにおいてジェンダー平等を、また、ジェンダーは多くの環境問題に関連するため、ジェンダーに配慮した政策のニーズを支持することを決意している。気候変動が女性及び女兒に及ぼす不均衡な影響についての認識を高め、地域及び農村のコミュニティと有意義に関わり協力しながら、特にアグリフードシステムにおける変化の担い手としての不可欠な役割を認識し、気候・環境対策における意思決定のあらゆるレベルにおいて、全ての女性の参画及びリーダーシップを増加させるための行動を促進し、女性の強靱性を高めるために、土地所有権、生産資源、クライメート・スマート技術、及び包摂的な金融サービスへの平等なアクセスを改善するための更なる取組が必要である。

16. これらの目標を達成するため、我々は、G7の気候・エネルギー・環境、保健及び農業の各大臣が今年立ち上げた、関連する重要なコミットメント及びプログラムを支持し、以下のマルチ・ステークホルダーによるイニシアティブを支援する。

- i). 「COP28持続可能な農業、強靱な食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」とその技術協力連携(TCC)。
- ii). アフリカにおける健全な土壌の回復及び維持並びにアフリカの伝統的かつ固有の作物の更なる開発及び気候強靱性のための「適応作物と土壌のためのビジョン(VACS)」。
- iii). 世界のコーヒーのバリューチェーンの強靱性、環境持続可能性、価値付加並びに循環性を強化するためのG7官民イニシアティブ。

我々はまた、我々の国際開発援助が自然に害を与えることなく、人間、気候及び自然のために全体として前向きな成果をもたらすことを確保し、国際開発金融機関(MDBs)、開発金融機関(DFIs)、多国間基金に対し、気候及び生物多様性分野の野心的な行動を支援するための取組をさらに強化するよう改めて表明する。

17. 我々はTCCを支援し、現地主導の計画、国連食料システム・コーディネーション・ハブ、NDCパートナーシップ及びコンバージェンス・イニシアティブ等のTCC戦略パートナー、世界銀行のフードシステム2030信託基金、FAOが策定した1.5°Cを超えず持続可能な開発目標2(SDG2)を達成するためのグローバル・ロードマップ及びFASTイニシアティブへの既存・今後の支援を含む、新たな、また新たに調整された集団的な投資を通じて、全ての国々におけるCOP28エミレーツ宣言の実行を支援するという共通目標に貢献する。

18. TCCは、食料安全保障並びに気候及び環境の持続可能性目標との間のトレードオフ及び相乗効果の分析を強化するために、低所得国が要請する技術協力、専門性及び資金について、合理化された政策支援を提供することを目的とする。

この目的のため、TCCは以下を目指す。

- 根拠に基づく計画及び投資パイプラインの開発を支援し、可能な場合には投資及び共同融資を促進すること。
- 気候変動に対応し、要因を緩和する農業及び食料システムの適応及び変革を目的として、公共部門、慈善団体及び民間部門からの補助金が有益でない又は非効率な場合の用途見直しを含めて、あらゆる形態の資金へのアクセスを拡大し、強化すること。
- 国家、地域及び世界レベルでの既存の調整及び整合化メカニズムの活用、及び

必要に応じて新たなメカニズムの確立を支援すること。

- アフリカを中心に、水資源に強靱な農業及び食料システムを国別適応計画、国が決定する貢献、生物多様性国家戦略及び行動計画、及びその他の関連戦略へ統合すること、また、気候変動対策を国家食料システム変革に向けた道筋に統合することを支援すること。

この点で、我々は、そうする立場にあるパートナー国に、TCCを活用し、食料システム及び気候の統合的な成果のための強化された政策及び公的支援、並びにそれらを実現するための優先的な投資パイプライン及び投資可能なプログラムを支援することを奨励する。

19. 我々は、水資源の持続可能な利用を確保しつつ、健康かつ肥沃な土壌で持続可能な方法で栽培される、多様で栄養価が高く、気候に適応した作物に根ざした、気候変動に強靱で持続可能な食料システムを構築する手段として、VACSへの貢献とその目標を支持する。我々は、多くの土着かつ伝統的な作物は、栄養価が高く、地域条件や不規則な天候に適応しており、また、十分に活用されず投資もされていないにもかかわらず、特に女性及び若者にとって大きな経済的機会を提供していることを認識する。我々は、気候に中立で強靱な食料システムを構築するに当たって、作物選択、持続可能な土地及び水の利用の間のネクサスを世界的な議論に引き上げること、また、健康的な食生活、子どもの栄養、女性の経済的エンパワーメントを促進するために、これを各国の政策に統合することの重要性を強調する。我々は、様々な栄養価の高い「機会作物」の導入、持続可能な土地及び水の利用、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全と持続可能な利用、ガバナンスの改善、土壌健全性を促進するため、国際連合食糧農業機関(FAO)が取り進める一連の原則及び国際的なベストプラクティスを発展させるための協調的で国際的な取組に参加することで、これらの目標にさらに貢献することにコミットする。

20. VACSは、アフリカのパートナーが以下を行うことを支援することを目的とする。

- 技術の任意の利用を通じたものを含め、作物育種の取組を加速すること、また、青写真的なアプローチではなく、国の政策的オーナーシップ、状況の特殊性、シードバンクにおける対応する植物遺伝資源の保全、及び地域のシードシステム支援に形成される、一連の関連する機会作物のバリューチェーン開発を強化すること。
- 入手可能性、手頃な価格、魅力及び利便性などを通じたものを含め、消費者需要を喚起し、最終的には学校給食プログラムを通じたものを含め、健康的な食事の一部としてのそのような食料の消費を促進すること。

- 持続可能な土壌管理及び気候変動への適応のための慣行を改善することで土地の劣化を食い止め、水資源を改善し、土壌の肥沃度及び穀物システムの効率性及び強靱性を高め、局地的な作物の不作、害虫及び病害、及び少数の主要作物への過剰依存のリスクを軽減すること。

食料生産及び消費の多様化は、どの国においても、それ自体における気候適応及びより栄養価の高い食料に基づいた食事のための戦略である。

21. 我々は、生産国における経済的、社会的、環境的な持続可能性にとってのコーヒー・セクターの重要性に鑑み、コーヒーの官民イニシアティブの策定を歓迎する。気候変動とそれが水と土壌に与える影響は、世界のコーヒー農園1250万戸のうち95%を占める小規模農業従事者によって多大に維持されているこの産業の存続を深刻に脅かしている。同時に、コーヒー生産は森林減少及び気候変動の要因ともなりうる。世界的なコーヒー・バリューチェーンの構造は、その根本的な課題に対処するための投資を動機付けないことが多く、それゆえこのセクターの変革及び持続可能で気候変動に強靱な成長を制約している。

22. これらの課題は、世界的、複合的かつ緊急性が高く、コーヒー・バリューチェーンにおける持続可能性を動機付ける拘束力を有する措置と有さない政策的措置の組み合わせを要請する。これは、既存の取組を活用し、ウィン・ウィンなパートナーシップによるコーヒーの生産国及び消費国のより緊密な結びつきを実現しながら、強化され、かつ世界的に調整されたマルチ・ステークホルダーによる行動を生み出す。我々は、特に貧困状態の小規模農業従事者を始めとして、様々な気候変動に対する脆弱性及び責任があることを認識する。

23. 提案されたイニシアティブは、任意の参加による透明性及び協調性を高めるためのプラットフォームとして、影響評価及び測定並びに森林減少の阻止に関連するものを含む既存の取組との相乗効果を活用し、革新的かつ基礎段階の世界的なコーヒーの持続可能性及び強靱性基金を設立し、小規模農業事業者の支援に重点を置いた財源及びノウハウを整備することを目的とする。本イニシアティブへの公共部門の関与は、研究開発、政策改革、小規模農業事業者への支援といった公共財への投資を活性化させ、若者もエンパワーする公平でジェンダーに配慮した持続可能なアプローチを確保するために重要である。オフテイカー、実施パートナー、技術及びノウハウ提供者、あるいは投資家としての民間セクターの関与も同様に不可欠である。本基金は、革新的なブレンデッド・ファイナンスを活用し、公的資本を効率的に活用することで民間投資を促進することを目指す。各コーヒー生産国に異なる出発点及び投資ニーズがあることを認識した上で、本イニシアティブはそれぞれの国に合わせた解決

策を設計する。

24. 我々はまた、気候・食料システムのネクサス、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに水資源及び土壌の公平かつ持続可能な管理に対処するための、相乗効果のある一貫した政策及び投資を促進する他の方法を引き続き模索していくことを決意している。これには、農業生態学を始めとする革新的なアプローチや、生産性及び再生可能な土地利用を大幅に向上させるコミュニティが管理する自然農法など、世界各地の成功事例をアフリカのパートナー支援に応用することを通じて、より強靱で持続可能かつ生産的な気候スマート農業に向けた取組を含む。我々は、アフリカの食料システムにおけるものを含む、気候変動の緩和及び適応を促進することに特化した官民の気候資金へのアクセスを改善し、緩和及び適応資金をリバランスし、提供された資金の影響をアクセス及び効果を改善し、適応及び緩和資金を、脆弱な国や小規模農業従事者、女性及び若者を重点に置いて最も脆弱な国及びコミュニティへ、よりの確にターゲティングすることに努める。

25. 我々はまた、水、エネルギー、食料及び生態系の連関並びに持続可能で統合的な水資源管理の重要性を強調しながら、持続可能な開発の成功の鍵としてのエネルギー部門の役割を認識し、開発途上国、特にアフリカにおいて、低廉で、信頼性が高く、持続可能で、クリーンかつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することを決意している。この目的に向けて、公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETPs)は、主要パートナー国である南アフリカ、インドネシア、ベトナム及びセネガルにおいて、社会的に公正なエネルギー移行を加速させるためのG7の主要イニシアティブである。このため、我々は、G7首脳が立ち上げた「アフリカにおける成長のためのエネルギー」イニシアティブの実施に向け、また、AFSI、JETPs及びその他の関連イニシアティブの下での行動との相乗効果を促進するために取り組む。最後に、我々は、水資源の保全及び持続可能な管理、土壌及び家畜の保護並びに生物多様性の保全及び持続可能な利用を行いながら、土地利用の効率化、再生可能エネルギーの生産、生産性及び収益性の向上を通じた農業従事者への作物収量の増加及び価値付加の向上を図るため、農業と太陽光発電を組み合わせた営農型太陽光発電への投資のためにG7とアフリカの具体的な連携に取り組む。我々はまた、WTOのルールに沿って、現地の肥料の生産を含む肥料のバリューチェーンを支援することの重要性を認識する。

26. 我々はまた、持続可能な開発の実現において水が果たす重要な役割を認識する。水資源及び水界生態系は、生物多様性、持続可能なエネルギー供給、水及び

食料の安全保障、栄養、衛生並びに強靱な家計にとって極めて重要な役割を担っていることから、生命にとっても、3つの地球規模の危機に取り組むためにも不可欠である。特に天然資源の開発、気候変動及び汚染などの環境悪化は、水の供給可能性と質を低下させ、水界生態系に害を及ぼしている。

27. 気候変動、地政学的不安定性、パンデミック、非正規移民、ハイパーインフレ及びその他の危機の影響は、水不足及び水へのアクセスにおける不平等を悪化させる(2024年国連世界水開発報告書、ユネスコ)。清潔な水と衛生(WASH)の不足は、女性及び女兒に不均衡な影響を与える。清潔な水と衛生へのアクセスは、彼女たちの身体的安全及び安心、社会的及び経済的発展、基本的な性と生殖に関する健康、及び人間の尊厳にとって不可欠である。このような課題に対処するため、我々は、SDGsの達成を加速させるべく、流域レベルを含むあらゆるガバナンスレベルにおいて、持続可能で包摂的かつ適応的な方法による統合水資源管理(IWRM)の実施を支援する。この観点から、我々は、全ての人々の繁栄及び平和を支援する、安全で公平かつ持続可能な水の未来を発展及び維持するために、2024年およびそれ以降も世界の水アジェンダに焦点を当て続けることを目的とした、世界的及び地域的国境を越えたイニシアティブを支援することにコミットする。これには、今後開催される国連水会議、水と衛生に関する国連システム全体戦略、水行動アジェンダの効果的な実施、G7水コアリション、2026年にローマで開催される欧州地中海・水フォーラム、さらには今後のCBD、UNFCCC、UNCCDの締約国会議などが含まれる。

28. 我々は、水に関する全ての目標及びターゲットの達成を支援するため、様々な国際水プロセス間の国際協力及び相乗効果を強化することを目的に、最近の国連水特使の任命を歓迎する。我々は、水と衛生に関する国連システム広域戦略及びその包括的实施計画(CIP)を成功裏に実施することにより、SDG6と水に関連する全ての目標とターゲットを達成し、水と衛生へのアクセスを確保するための緊密な協力を奨励する。

29. 我々は、従来の水源の健全で統合された持続可能な管理を促進する必要性を認識する。我々はまた、この枠組の中で、効率を最適化しながら、処理された排水などの非従来型の水源を再利用し、土壌の健全性を維持するための複雑なバランスを維持することの重要性を認識する。これらの実践は、淡水への依存を減らし、温室効果ガスの排出を削減し、沿岸及び海洋生態系を含む生態系を有害な流出水から保護することによって気候変動を緩和するのに役立つと同時に、農業に有用な栄養素をもたらし、地域の循環型経済を可能にする。我々はまた、持続可能な開発、水の

安全保障及び環境保護を促進しながら、災害への備えなどの気候変動に強靱な実践を取り入れるための知識及び技術を地域社会に提供する「水の学校」を通じて、継続的な研修を促進するというコミットメントを再確認する。また、これらの実践は、食料安全保障及び経済的安定を確保しながら、農業生産性を向上させる。こうした取組が一体となって、地域コミュニティのより強靱で豊かな未来に貢献する。我々はまた、その費用対効果及び気候変動に対する強靱性を高め、人々、自然及び経済に複数の利益をもたらす重要性を踏まえ、水関連のインフラサービスの提供において自然に基づく解決策の利用拡大にコミットする。

30. さらに水管理及びサービス提供の全体的な性質を認識し、国、地域、国際レベルで水セクターに関わる全ての関係者、機関及び利害関係者間の対話を強化することにコミットする。

食料安全保障及び食料システムへの公的及び民間の資金を増やすための革新的な解決策

31. 今日の複数の危機の影響は、中低所得国の資金ニーズを増大させる一方で、危機の緩和及び復旧措置並びにSDGsの完全な達成に利用可能な資金を減少させている。低所得国、特にアフリカでは、食料安全保障、栄養及び持続可能な食料システムのための公的資金の拡大が緊急に必要であり、民間資金をより大規模に活用し、年間数十億ドル規模で資金の流れを増加させる必要がある。これは、人々の生計を確保し及びその国の大多数の国民の雇用を提供する食料システムへの変革的な投資の実現を助けるため、財政と食料の連関に対する協調的なアプローチ、多国間及びその他のドナー基金へのアクセス拡大、官民プロジェクトのパイプライン開発の強化、及び準備活動からプロジェクト実施への資金シフトを必要とする。そのため、我々は低所得国における食料安全保障、健康的な食生活及び持続可能な食料システムの変革のために、あらゆる資金源からの資金調達を最適化することを目指す。

32. 我々は、相互に関連する以下の介入分野において協働する。

- i). 債務スワップの費用対効果の評価を含む、脆弱な国の食料安全保障のための財政的余地を改善するためのG7の共同の取組。
- ii). 食料安全保障、栄養及び食料システム変革のための公的及び民間の資金増加のためのG7の公的開発銀行(PDBs)とDFIsの役割強化及び協力。
- iii). 深刻な食料危機に備えたより強力で即応的な融資に貢献するための、官民による「ショック由来の食料危機へのファイナンス・ファシリティ」。

33. 我々は、低中所得国の債務脆弱性への対応の進展のほか、低所得国の中央値では、歳入に占める外国債権者への債務返済に充てられる費用の割合が10年前と比較して2倍以上となっており、これは食料安全保障及びその他の開発目標への重要な投資に充てられる財政的余地を大幅に制限していることから、特定の国々については、将来の債務破綻のリスクを軽減するために更なる取組が不可欠であることを認識する。また、低所得国において国内資金動員を増加させ、財政的余地を拡大することで、食料・栄養安全保障の強化及び食料システムの変革の支援などの国独自の目標を追求するために、より多くの資金を配分できるようにすることも不可欠である。

34. 我々は、G20国際金融アーキテクチャー作業部会における、開発債務スワップに関する継続的な議論を歓迎する。我々は、特にWFPが関与しているものについて食料債務スワップの成功例を強調している、世界の食料安全保障と栄養の現状(SOFI)報告書2024に留意する。持続可能な債務を抱えつつも財政的余地が限られている食料不安を有する国に対しては、食料安全保障及び栄養への投資のための債務スワップの潜在性の評価を含む、革新的な資金調達の実施を検討できる余地がある。

35. G20におけるものを含む様々な場での開発債務スワップに関する現在の議論を基礎として、また、より広範な債務管理ツールキットを踏まえ、場合によっては債務の買い戻しに関連付けながら、食料債務スワップの費用対効果を評価することは、二国間かつ任意でこれらの手段を適用し、より効率的かつ効果的なものにするための証拠に基づくアプローチを支援する一助となり得る。これはまた、スワップの取引コストを削減するために、手続、契約及びプロセスを標準化する方法並びに債務スワップによってもたらされる食料安全保障及び栄養のための変革的なプロジェクトの効果的な設計及び実施に必要な技術支援及びモニタリングツールの種類についての共通認識を促進する一助ともなり得る。

36. 我々はまた、国際金融アーキテクチャーの強化及び低所得国への大幅な譲許的資金の提供に向けた継続的な取組も支援する。我々は、農村地域の貧困の撲滅及び小規模農業従事者への支援のための国際農業開発基金(IFAD)の重要な役割を認識し、同基金の成功裏の増資(IFAD13)を歓迎する。我々はまた、野心的な成果をもたらす強固な政策及び資金パッケージを基礎とする国際開発協会の増資(IDA21)の成功も支援する。我々は、貧困削減・成長トラスト(PRGT)及び国際通貨基金(IMF)の最も脆弱な国々との関与を引き続き支援する。我々はまた、来年のア

フリカ開発基金の増資(AfDF17)の成功に向けた取組にもコミットする。我々は、全ての利害関係者からの貢献が必要であることを認識しており、ドナーベースの拡大に向けた取組を支援する。

37. 我々は、変革的な農業及び食料部門への投資の促進において、特に小規模農業における高い取引コスト及び投資リスクのような大きな課題が依然として残っている状況を鑑み、本日の「持続可能な食料システムに関するG7PDBs及びDFIsの協調」の立ち上げを支持する。開発途上国の国営及び地域的な金融機関、特にそれらの国々の公的開発銀行とともに、我々のPDB及びDFIは、公的及び民間の資金を呼び込む上で、また、ブレンデッド・ファイナンスを通じて民間投資のリスクを軽減し、共同投資の機会の提供及び共同投資プラットフォームの構築を行い、小規模農業従事者を基盤とするフードバリューチェーンのターゲティング及び気候変動への適応を支援する革新的なメカニズムを改善し、融資可能なプロジェクトのパイプラインを発展させ、及び食料システムにおける現地の雇用機会及びスキル開発を促進する上で、重要な役割を果たす。既存のイニシアティブを基礎とし、特に開発銀行サミット(FICS)の「グリーンで包括的な食料システムのためのPDBプラットフォーム」を補完するかたちで、この協調は、メンバー間並びに、MDBs、民間セクター、市民社会及び研究機関などのその他の利害関係者間の協力を促進し、中低所得国における気候、生物多様性及び食料の連関への投資に特に重点を置くことを目的とする。

38. G7PDBs及びDFIsの協調は、持続可能な食料システムに関するG7のPDBs及びDFIs間の情報と知識の共有、G7メンバーの戦略、政策及び規制枠組の立案支援、食料システムに焦点を当てた公式作業部会、国際フォーラム及び既存のネットワークにおけるG7のPDBs及びDFIsのインプットの調整の支援、地域及び各国のPDBs、DFIs及びその他の関連アクターが、開発機関及び第三者の専門知識も活用しながら、現地が所有する国主導のアプローチを通じて持続可能な食料システムにおける融資可能なプロジェクトを発展させるための支援、G7のPDBs及びDFIs間の補完性により、共同投資プラットフォーム及びリスク緩和メカニズムを通じて、公的及び民間の資金を呼び込むことができる気候変動、生物多様性及び食料の連関に焦点を当てた投資の支援、案件形成、技術支援、譲許的な融資限度並びに投資の助成金及び保証金を含む持続可能な食料システムを支援するためのG7メンバーの財政的コミットメントの活用 focuses on the target.

39. 我々は、食料危機に対する人道的資金ニーズと利用可能な資金のギャップが拡大し、事前準備された資金調達、危機時の資金フローのわずか5%未満である現状を踏まえ、FAOがWFP、IFAD、国連人道問題調整事務所(UNOCHA)及び

その他のパートナーと連携して主導する「ショック由来の食料危機へのファイナシング・ファシリティ」のさらなる設計と発展を支援する。緊急事態の資金調達は、しばしば複数のショックの複合的な影響に特に敏感な急性食料不安が高レベルまで悪化してから行われるため費用がかさんでおり、これを変革する必要がある。一方で、先行的行動、予測可能性、迅速な対応が、より費用対効果が高く、開発成果の保護により大きな利益をもたらす資源配分の鍵となることを示す証拠が増えている。

40. このファシリティは、適切な資金メカニズムを通じて、人道コミュニティによる新たな食料安全保障危機の緩和を支援するための災害リスクファイナンスの動員に貢献する。環境及び気候災害、パンデミック、政治的混乱並びに紛争に伴う食料危機に対するリスク補償を拡大し、世界的な保険市場から資本を調達し、他の災害リスクファイナンスの取組との相補性及び協調を促進することにより、このファシリティは、より費用対効果が高く、より迅速な対応システムの構築を支援する。

特に小児の発育阻害及び未発達に焦点を当てた、栄養不良に対する マルチ・ステークホルダーの関与及びイノベーション

41. 我々は、あらゆる形態の栄養不良に対処するという我々の継続的な取組の一環で、母親、新生児、子ども及び青少年の栄養、健康及びウェル・ビーイングの極めて高い重要性を、国際保健と持続可能な開発の礎石として認識する。我々は、AFSIの包括的な目標、これらの人口集団の健康、及び小児の発育阻害及び未発達との継続的な闘いとの間の本質的なつながりを認識する。我々は、次のような補完的予防と対応措置を通じたグローバルな取組において、栄養、健康及びウェル・ビーイングを優先することにコミットする。特に脆弱な状況に注意を払いながら部門横断型の行動を強化すること、及び可能な限り人道的介入において地域の農業及び食料システムを利用すること、栄養と保健サービスを統合したよりアクセスしやすく機敏な保健構造へ投資すること、証拠に基づいた、またジェンダー変革的な政策やプログラムを支援すること、さらに、特に、妊娠中及び授乳中の女性、生殖年齢の女性、思春期の若者、及び、特に人生最初の1000日間の乳児及び幼児の栄養ニーズに重点を置いて、安全な飲料水と衛生サービス、生涯を通じて安全で十分な栄養のある食料、及び適切で多様かつバランスのとれた健康的な食事へのアクセスを促進すること。

42. これらの目標を達成するために、我々は、安全な飲料水や衛生設備・衛生環境へのアクセスを含め学校における健康な食環境を促進すること、また、安全で栄養価が高く持続可能な方法で生産された食品及びあらゆる形態の栄養不良と闘う国々を支援するためのステークホルダーのネットワークを動員する「栄養スケールアップ

(SUN)運動を推進することで、全ての国における既存の学校給食プログラムの質を改善する学校給食連合のような多角的なステークホルダーのパートナーシップ支援にコミットしている。また、我々は、2025年3月27日～28日にパリで開催される「2025年成長のための栄養サミット(N4G)」の成功に貢献することを決意している。我々は、特に資金とイノベーションに関連して、AFSIの下での上記のプログラム介入とも相乗効果を構築する。資金フローへのアクセス能力が限定的または中程度である国々では、平均して5歳未満児の栄養不良及び発育阻害の割合が高いことに鑑み、また、50億ドルの拠出で今日深刻な栄養不良状態にある子どもの100%の治療費を効果的に賄え、それにより2027年までに最大200万人の栄養不良による死亡を防ぐことができることを認識し、我々は、以下の取組にコミットする。

- 深刻な急性栄養不良に苦しむ子供の少なくとも世界の90%に治療を提供できるよう、我々のパートナー諸国へ十分な資金を動員すること。
- アフリカの中小企業(SMEs)を栄養価の高い食料バリューチェーンの中で支援することに焦点を当てた「栄養価の高い食品のためのファイナンス・ファシリティ」のような、健康的な食事への投資に対して民間資本を惹きつけ、リスク調整後の財務的リターンを実現するブレンデッド・ファイナンス手段を促進すること。

我々はさらに、パートナー諸国が、子どもの未発達の予防と管理に関する新しいWHOガイドラインを実践することを支援する。最後に、我々は、G7諸国の民間部門の動員を通じたものを含め、栄養分野における持続可能で、気候中立で、包摂的なイノベーション及び投資を推進することで、現地の農業・食料システムを中心に据えながら、最終的には命を救い、全ての人々のより健康な未来を築くN4Gイノベーション・チャレンジを支援する。

食料安全保障、栄養、持続可能な農業・食料システムのための 相乗効果とグローバル・パートナーシップ

43. 我々は、上述のAFSIの介入を、食料安全保障のためのグローバル・アライアンス、G20が取り組んでいる飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス及び国連ローマ本部機関(RBAs)並びに国連システム全体、開発政策銀行(PDBs)、多国籍間開発銀行(MDBs)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)及びその他の関連機関の間の協調された行動との相乗効果を発揮しながら実施する。我々は、特に、気候・食料システム及び財政・食料の連関において、それぞれのマנדートに沿って、成果に基づく食料・気候の連関に関する共同のRBAs作業計画の設計、及び食料・栄養安全保障及び食料システム財政に関するMDBsプログラムを推進するためのRBAsの技術支援のあり得る利用拡大に向けて取り組むことによるものを含め、効果的な政策並びに投資の設計と実施を支援するというRBAsの役割を強化することの

重要性を強調する。我々はまた、FAOに事務局を置き、RBA_s及びその他の国連機関、MDB_s、市民社会及び民間部門が参加する世界食料安全保障委員会(CFS)の設立50周年を機に、食料安全保障と栄養を全ての人々に確保するために、全ての利害関係者が協力するための最も包摂的な政府間プラットフォームとしての同委員会の重要性を想起し、CFSの自主ガイドライン及び政策提言のより効果的な実施を支援することにコミットする。最後に、我々は国連食料システムサミット(UNFSS)のプロセスの重要性を再確認し、2025年に開催予定の国連食料システムサミット+4、及び関連する行動連合の進展加速を期待する。

持続可能な投資とインフラ

44. 持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションへの投資は、SDGsの達成、及び包摂的成長とディーセントな質の高い雇用の創出のための他の生産的な投資を惹きつけるために不可欠である。それは人的資本への投資を補完し、公正かつ包摂的なネットゼロへの移行に向けた重要な道筋を構成する。したがって、我々は、過去のG7議長国の成果やEUグローバル・ゲートウェイなどのイニシアティブを踏まえ、イタリアの「アフリカのためのマッテイ計画」を歓迎しつつ、パートナー諸国において最大6000億米ドルの官民投資を動員するという包括的な目標を実現するために、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)を引き続き強化していく。PGIIは、透明性のあるプロジェクト選定、調達及び金融に支えられた、持続可能で気候中立的、包摂的、強靱かつ経済的に実行可能な質の高いインフラという我々のビジョンを世界的に推進するために使用する枠組みを提供する。PGIIはグローバルな取組だが、我々は、アフリカ大陸やより広範なインド太平洋地域を含む、インフラ投資が最も大きな影響をもたらす地域及び分野に焦点を当てることにコミットする。この文脈において、我々はまた、自然に基づく解決策は、費用対効果の高い方法で、気候変動への強靱性と、経済、コミュニティ及び自然への利益を同時に実現できることを想起する。

45. 我々は、プーリアG7首脳コミュニケ及び首脳による3つの主要な柱を通じてPGIIを強化するというコミットメントに沿って、i)効果的な実施及びパートナーとの投資の協調のためのPGII事務局を立ち上げ、ii)アフリカにおける投資に関するデータ及び情報、透明性並びに公共政策を強化するためのアフリカ仮想投資プラットフォーム(AVIP)の実施を支援し、iii)地域の投資回廊を通じたものを含め、投資環境の改善並びにカントリー・ベースの投資の設計、調整及び協調融資を促進するために、PDB_s、DFIs、MDB_s及び民間部門と協働する。我々は、これらの柱を実施するにあたり、質の高い、包摂的で持続可能なインフラのための高い基準を引き続き前進させ

るとともに、全ての主体に対し、質の高いインフラ投資に関するG20原則を含む国際ルール、基準及び原則を遵守することを求める。

46. 我々は、投資プロジェクトの調整と実施、利害関係者の関与、及びPGIIの進捗状況と成果の効果的なコミュニケーションの強化、また、G7議長国間のPGIIに関する議論とインフラの取組の継続性、及びG7の全ての関係するトラック間のPGIIの調整を円滑にするために、PGII事務局を立ち上げる。

47. 信頼できるデータや情報、及び支援的な投資枠組みの一般的不足が、多くの国々、特にアフリカ諸国において、高リスクであるという認識を煽り、投資家の信頼を損ねている。このため、我々は、アフリカ諸国の投資環境に関するデータと情報の入手可能性を改善し、投資関連政策を強化することを目的としたアフリカ連合委員会とOECDが主導するイニシアティブであるAVIPの実施に対する支援を継続する。我々は、PGIIの作業に情報を提供しアフリカにおける持続可能な投資を拡大するためのツールとして、2025年のAUサミットにおけるAVIPの立ち上げと、今後数年間におけるその実施への関与を期待している。作業は、アフリカ全地域の複数のパイロット国から始まる。我々は、AVIPの一環で、AUのアフリカインフラ開発プログラム(PI DA)、Africa50及びアフリカのグリーン・インフラストラクチャー・アライアンス(AGIA)などの既存の政策枠組みやイニシアティブを活用し、アフリカ諸国が質の高いインフラ投資を加速し拡大できるよう支援する。

48. 我々は、パートナー諸国、MDBs、DFIs及びその他の関係者と協力し、また、より貧しくより脆弱な国家により多くの投資を促すことの重要性を認識し、特にアフリカとインド太平洋地域に重点を置いて、融資可能で持続可能なプロジェクトのパイプライン開発を強化することにコミットする。我々は、アフリカから開始し、PGIIやその他の主要なG7旗艦イニシアティブの中から選定した多くのパイロット事業を始める。既存の国家レベルでの調整の取組、特に既存の国別プラットフォーム、及び開発金融に関するPGII専門家グループが作成した「アフリカにおける持続可能なインフラ投資のための共同行動提案2024」を踏まえ、これらのパイロット事業は、G7のPDBs及びDFIsの手法の利用を最大化しながら、G7各国が、パートナー国政府、多国間及び現地の開発銀行、及び民間部門との案件形成、協調融資及び調整を強化するための、各国内での協力体制を構築する。このようなパイロット事業や各国間の協力は、アフリカにとってPGIIの資金的調整の段階的な強化の基礎をやがて形成し得る。

49. 現地及び地域のインフラ、貿易並びに食料安全保障の改善を目的としたアフリカ大陸の統合された計画に沿って、初期のパイロット事業は、地域統合の加速、現

地での価値創造の強化、及び民間投資の誘致のための実績のある解決策を示す経済回廊に関連するものであり、特に南部・中部アフリカのロビト回廊及びその他の関連回廊を支援する予定である。それらのパイロット事業は、このような回廊を、より食料と水が安全で、気候に焦点を当て、また、SDGs志向のものにするための、持続可能な食料バリューチェーン、グリーンでクリーンなエネルギー技術及び農村と都市の連結性への投資を促進することによるものを含め、AFSI、E4G及びG7財務大臣により最近発表されたAGIAへのG7の貢献などの他のG7の取組と相乗効果を発揮しながら展開され、同時にAUのPIDA、AfCFTA及びCAADPIに貢献する。我々は、これまでのG7の成果を踏まえ、G7イタリア議長国下で、継続的に良い影響を生み出し、持続可能な開発を推進し続ける投資を促進する上で、G7とパートナーがどのように具体的な進展を遂げたかを示す、PGIIに関するファクトシート2024(附属文書I)を歓迎する。最後に、プーリアG7首脳コミュニケに沿って、また、2Xチャレンジの成功を認識しつつ、我々は、3年間で少なくとも200億米ドルをジェンダー投資に投じるとの開発及び多国間金融機関による新たなコミットメントを歓迎するとともに、その他の官民関係者に対し、持続可能で変革的な投資及び女性の金融包摂を促進することを目的とした、次の2Xチャレンジに参加するよう求める。我々はさらに、G20「アフリカとのコンパクト」への支援を改めて表明する。

50. PGII及びパートナー諸国における包摂的な開発のための持続可能なインフラ及び投資を加速し拡大するという我々のコミットメントの文脈において、SDGsの実現に向けてスポーツ及びスポーツ・エコシステムが果たし得る積極的な役割を強調し、スポーツ・エコシステムへの持続可能な投資に関するペスカール宣言(附属文書II)を支持する。全ての人にとっての公平性、多様性、包摂性を優先する、より安全なスポーツシステムの構築に向けた意図的な努力は、国内・国際的な開発目的に積極的に貢献し得る。我々は、スポーツと持続可能な開発に関するPGII専門家グループへの知識パートナーとしての支援に対し、IOC、OECD、UNESCO、及びイタリアのスポーツ・文化信用機関に感謝する。我々は、持続可能な開発へのスポーツの貢献と影響を測定するための、データの利用可能性の改善、一貫した調和のとれた評価手法とツールの重要性を認識しており、アフリカのパートナーとの研究活動や試験的な研究を支援するイタリア議長国のイニシアティブを歓迎する。我々は、他の持続可能な開発分野への資金提供を補完する形で、ますます多くの公的開発銀行やその他の関連する資金調達関係者が、広範なSDGsの達成を可能にするものとしてスポーツを促進するための質の高い投資の動員に関与していることを歓迎する。我々は、2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会前にパリで開催された持続可能な開発のためのスポーツ・サミットにおいて発表された初のグローバル・スポーツ・インパクト基金を始め、スポーツを通じた持続可能な開発のための開発銀行連合が推進す

る革新的な金融イニシアティブを認識する。我々は、次のミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピック競技大会を楽しみにしており、公正な競争、平和、人道、寛容、和解に基づく世界の構築というビジョンを推進する上で、オリンピック休戦の重要性を再確認する。

51. 我々は、障害の包摂が持続可能な開発への必須の成功要因であることを認識する。我々の首脳の前リア宣言及び10月16日に初めて開催されたG7包摂と障害に関する担当大臣会合で採択されたソルファニャーノ憲章に従い、我々は、障害者の権利に関する条約の実施に関する我々の行動を強化することにコミットし、2025年にベルリンで開催されるグローバル障害サミットに期待する。

52. 我々は、SDGsの達成に向けた進捗の加速化を後押しするため、包摂的で持続可能な開発のためのグローバルなデジタル化の進展に向けた多面的なアプローチをさらに推進する。我々は、ジェンダー間のデジタル格差を含むデジタル格差の解消やデジタル包摂性の実現に向け、途上国や新興国経済を含む世界全体の公益のために、リスクを軽減しつつ、安全、安心で信頼できるAIを含むデジタル技術の恩恵を最大限に活用できるように努める。この目的のため、我々は、イタリア議長国が立ち上げた持続可能な開発のためのAIハブを含め、特にアフリカに焦点を当てたデジタル変革を推進し、AFSI及びPGIIの下での取組との相乗効果を促進するため、主要イニシアティブについて、G7デジタル技術大臣及び関連パートナーとのより緊密な協調を奨励する。

53. 我々は、持続可能な開発への投資と地方におけるSDGsの推進を促進する上で、都市及び地方自治体が果たす重要な役割を再確認する。我々は、パートナー諸国でのSDGsのローカライゼーションを推進するため、主要イニシアティブについて、イタリア議長国が国連ハビタットと協力して立ち上げるSDGsのローカライゼーションの推進に関するパートナーシップ・プラットフォーム等を通じて、SDGsのローカライゼーションの推進に関する国連ハイインパクト・イニシアティブ、国連ローカル2030連合、地方におけるSDGs推進と中間都市のためのG20プラットフォームに沿って、G7気候・エネルギー・環境大臣、G7都市開発大臣及び関連パートナーとのより緊密な連携を奨励する。

国際保健：保健システムの強化と健康安全保障の推進

54. 我々は、全ての人々の健康的な生活を確保し、ウェル・ビーイングを推進しつつ、SDGsの目標3に向けた進捗を加速させることへの我々のコミットメントを再確

認する。G7首脳が表明したコミットメントに沿って、我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の支援、保健システムの強化、教育、雇用、技能を有する医療従事者の定着への投資に対する我々の決意を再確認する。これらの取組は、保健の衡平性を達成し、HIV、結核、マラリアなどの疾病を根絶し、メンタルヘルス症状を含む非感染性疾患に対処し、気候変動の影響に対抗するために不可欠である。また、気候変動によって悪化する可能性がある、鉛やその他の関連汚染物質を含む汚染の悪影響を防止し、成功裏に軽減するための戦略を確認する。

55. 保健大臣及び財務大臣と並んで、我々は、既存のグローバルヘルス・イニシアティブ(GHIs)との相互連携と取組の調整を強く奨励し、パンデミックの予防、備え及び、対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書の交渉を妥結させるための政府間交渉会議における進行中の議論、及びグローバルヘルス・アーキテクチャーと国内保健システムの強化のモメンタムを維持する。この目的を達成するために、我々は、平時の保健システムを強化する取組の一環として、パンデミック前の水準より改善させることを達成するために、プライマリー・ヘルスケア(PHC)の支援、必須の保健サービスの回復を通じて、各国がUHCを達成できるよう、グローバルなパートナーと共に支援することを改めてコミットする。この点において、我々は、世界保健機関投資ラウンドなどを通じたWHOの持続可能な資金調達への改善に向けた継続的な取組を支援し、Gaviワクチン・アライアンスと世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)の増資の成功に期待する。我々は、新たな政府ドナー、慈善活動団体、民間部門からの支援によるドナーベースの拡大を含むパンデミック基金への継続的な支援を求めるG7首脳の呼びかけを改めて表明する。また、我々は、現地の保健上の優先事項に沿った各国主導のイニシアティブの重要性を強調し、各国のオーナーシップの原則を強化する。

56. 強固で機敏かつ強靱な保健システム、及び技能を有する医療従事者は、世界的な保健安全保障の基盤である。この観点から、我々は、ワンヘルスアプローチの効果的な実施を通じて、特に人の健康、動物の健康、環境といったセクター全体にわたる強化されたサーベイランスを推進することで、将来の公衆衛生上の緊急事態を予防、準備、対応するため、4者構成(FAO、UNEP、WHO、WOAH)及びワンヘルス・ハイレベル専門家委員会の取組を支援する。また、栄養不良の予防と治療、科学的根拠に基づく健康的な食生活パターンの推進、より持続可能な食料システムへの転換、国家の食料安全保障の観点から相当な食糧への権利を漸進に実現することにおいて、既存のGHIs、他の多国間機関、国際金融機関とともに、彼らの役割を認識する。

57. 我々は、顧みられない熱帯病(NTDs)との闘いへのコミットメントを再確認し、2024年9月26日に承認された国連総会の「薬剤耐性(AMR)に関する国連ハイレベル会合」の政治宣言を歓迎し、2024年11月にサウジアラビアが主催するジェッダでの第4回AMRに関する世界ハイレベル閣僚級会合において、今後数年間におけるAMRの世界的な主要な脅威及び開発課題に取り組むための野心的な行動が特定されることを期待する。我々は、実施されれば健康と開発に対する感染症の大流行やパンデミックによる壊滅的な影響の軽減に資する国際保健規則(IHR)の改正案が採択されたことに留意する。

58. 我々は、到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受するという全ての人々の持つ権利を尊重するという我々の共同のコミットメントを再確認する。保健大臣及び財務大臣と連携し、我々は、不平等に対処し、世界中、特に公衆衛生上の脅威に対してより脆弱なままである開発途上国、低所得国、脆弱国における質の高い保健サービス及び安全で有効な、高品質かつ負担可能な感染症危機対応医薬品等(MCMs)への公平なアクセスを促進することにコミットし続ける。我々は、包摂的で、ジェンダー平等が確保された、障害者を含む個々のニーズに応える保健システムの強化、全ての人に対するプライマリーヘルスケア・サービスの質とアクセシビリティ、水、衛生、公衆衛生へのアクセスの改善などといった予防と対応の取組を支援することへの我々の決意を再確認する。我々は、全ての女性のための十分で、負担可能で、質の高い保健サービスへの普遍的アクセスに対する広島首脳コミュニケにおける我々のコミットメントを再確認する。我々は、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を更に推進し、特に脆弱な状況にある、妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年の健康を前進させることにコミットする。我々は、デジタル化が質の高い保健サービスへのアクセスを改善する能力を強調し、データセキュリティとデータプライバシーを強化する必要性を強調する。

59. 我々は、気候変動に強靱で、衡平で、低炭素かつ持続可能な保健システムへの転換を目指すCOP28「気候と健康宣言」の目的を再確認する。

この目的達成に向け、我々は、医療インフラに低炭素エネルギーソリューションを統合し、ワクチン貯蔵や必須の医療機器などの重要なサービスに信頼できるエネルギーを確保するため、アフリカ諸国を含む気候変動に脆弱な国、及び気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス等を通じたWHO、Gavi、UNDPなどの関連国際機関とのパートナーシップの取組を強化する。また、直接的及び間接的に人間の健康に影響を与え、公衆衛生上の緊急事態の可能性を高め、特に脆弱な状況にある人々にとって、保健製品やサービスへのアクセスを妨げる熱波、洪水、干ばつ

などの気候災害や異常気象に対する備えを強化する必要性も認識する。このため、我々は、これらの健康上の課題に対処するための統合的かつ部門横断的なアプローチを支援する。

60. 2040年までにアフリカのワクチンの60%を現地で製造するというアフリカ連合の目標に沿って、我々は、アフリカにおけるワクチン、医薬品、医療技術の製造とアクセスに関するチーム・ヨーロッパのイニシアティブなどの地域的なワクチン製造イニシアティブ、及びラスト・ワンマイル・デリバリーを含め、持続可能な開発とMCMの製造における地域多様化を支援する。我々は、パンデミックの予防、備え及び準備、対応と公平なワクチンへの衡平なアクセスの強化に対するG7の支援を基盤とし、アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ(AVMA)の立上げを歓迎する。これらの取組に沿って、G7大臣は、アフリカ諸国を含む他国とのパートナーシップの促進、規制枠組みの強化、相互に合意した条件での自主的な技術移転の支援、人材開発を通じて、ワクチンを含む保健製品の現地製造の拡大を継続的に支援していく。

61. 国際保健の促進、ワクチン製造の拡大、ラスト・ワンマイル・デリバリーには、MDBs、DFIs、民間部門を含むパートナーを活用した、国内資源動員の強化及び持続可能で協調的かつ革新的な資金調達メカニズムが必要である。我々は、G7の関連するDFIsが欧州投資銀行及び国際金融公社とともに、将来のパンデミック発生時に中低所得国における安全で有効な、高品質かつ負担可能なMCMsの調達、製造、供給に向けて制度的能力を構築し、サージ・ファイナンスを確保するために策定しているMCMサージ・ファイナンス・イニシアティブを歓迎する。我々は、MCMサージ・ファイナンス・イニシアティブや予防接種のための国際金融ファシリティ(IFFIm)、エムボックスのような公衆衛生上の緊急事態等の現在及び将来の健康上の脅威に速やかに対応するために資金を迅速かつ早期に配備する初期対応基金を含むGaviデイ・ゼロ・金融ファシリティ(DZF)などの革新的なメカニズムを引き続き支援していく。これらの資金調達メカニズムは、低中所得国におけるパンデミックへの備えと保健システムの強靱性の強化に貢献する。

教育と開発

62. 我々は、複数の危機が世界中の教育、特に女性及び女兒、障害者、難民、移民、非正規労働者を始めとする最も脆弱な状況にある学習者に破壊的な影響を与えることを深く懸念している。安全で包摂的かつ公平な質の高い教育、安全で健康的な学校環境及び障害学習を含む強靱な気候変動対応型教育及び技能システムを強化することは、2030アジェンダを達成し、保健から気候変動、水、食料安全保障、ジ

エンダー平等に至るまで、ほとんどの開発課題に対処するために不可欠である。我々は、質が高く、包摂的で公平な教育を確保する上で、教師及び教育者が果たす重要な役割を認識する。これまでのG7の成果を踏まえ、我々はアフリカ諸国とのパートナーシップ強化等を通じて、SDG4の進展を加速させ、2026年までに女子教育に関するG7目標、そして、女性と女兒のための技術・職業教育・訓練に関するG7コミットメントを達成するために努力を倍加する。

63. アフリカ連合/OECDの報告書「アフリカ開発ダイナミクス2024:スキル、雇用、生産性」で強調されているように、2050年までに、アフリカ大陸は世界的な生産年齢人口の増加の85%を占めると予想されており、包摂的で公平な質の高い教育、技能開発、生涯学習への平等なアクセスにとって、大きな課題と機会をもたらす。アフリカの若者の潜在能力を活かし、生産性、雇用創出、持続可能な開発を促進するためには、効果的な教育及び技能開発政策が鍵となる。我々は、アフリカ連合が2024年を「教育の年」と定めたことを歓迎する。また、アジェンダ2030及びアフリカ連合アジェンダ2063の教育目標の達成に向けた共通の取組を加速させるため、教育は人権の一つであり、アフリカ大陸の人々は、アフリカ及び世界における繁栄と持続可能な開発を生み出すための最も貴重な資産であることに留意しつつ、同大陸の人材への質が高く、持続可能で効率的な投資を支援することで、アフリカのパートナー及び国際社会との連携を強化することにコミットする。

64. したがって、我々は、教育と持続可能な開発に関するG7とアフリカの重要なパートナーシップを前進させることに貢献した、10月1日にカゼルタでイタリアG7議長国が主催した「雇用創出と強靱性のための生涯学習への投資:アフリカとの対話」をテーマとするハイレベル・イベントを歓迎する。このイベントの成果と過去のG7の成果を踏まえ、我々は、アフリカのパートナーとともに、以下の優先分野も含め、教育、技能開発、生涯学習に関する具体的な取組を進めていく。

65. 子どもたちは、紛争、政情不安、貧困、気候変動を始めとする、性的搾取及び虐待へのリスクを高める全ての課題から不均衡な影響を受けている。人々の移住やインフラの損傷を引き起こす災害や猛暑などの気候の影響は、特に子どもたちの健康と教育に深刻な打撃を与える。こうした課題は、アフリカ大陸全体で特に深刻であり、女兒や避難民の子どもたちが最も取り残されることが多い。基礎教育において、また基礎教育を通じて、子どもの保護及びジェンダー平等を推進することは、女性及び女兒のエンパワーメント並びに平和で豊かで公正な社会及び経済の構築にとって不可欠である。

66. 我々は、基礎学習の重要性を含め、過去に表明した女子教育へのコミットメントを堅持する。我々は、ジェンダー平等並びにあらゆる多様性をもつ女性及び女兒のエンパワーメントに対する世界的な脅威であり続ける構造的障壁並びに有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行をなくすため、より強靱で、安全で、包摂的で、かつジェンダー分野に変革的な教育システム及び学校環境の構築に貢献する。我々は、これまでのG7のコミットメントを想起し、教育変革サミットの行動要請で強調されたように、より公平、効果的かつ効率的に教育に投資することの重要性を認識する。AUの教育の年において、我々は、アフリカの文脈において「女子教育に関するG7目標」の進展を加速させるため、我々の努力を倍加し、今後予定されている両教育基金への増資及びOECDの社会制度とジェンダー指数(SIGI)などのその他関連するイニシアティブも踏まえつつ、既存のデータ、ツール、あるいは「教育のためのグローバル・パートナーシップ」(「女子教育アクセラレーター」を含む)や「教育を後回しにはできない基金」などのイニシアティブへの支援及び投資を持続的かつ革新的に行うことで、アフリカ諸国とのパートナーシップを強化する。

67. 我々は、全ての子どもたちのための強靱で持続可能な未来の基盤として、教育と気候変動対策の間の重要なつながりを認識し、COP28における教育と気候変動のための共通アジェンダに関する宣言の目的を認識する。この点において、我々は、教育を国家の気候戦略に組み込むこと、気候変動に応じた教育政策の策定、気候変動に強靱な教育システムの構築に向けた資金調達の強化を継続的に推進していく。

68. 我々は、働きがいのある人間らしい雇用へのアクセスを改善し、気候システムと食料システムのネクサスに対処し、アフリカ及びその他の地域の食料システムの強靱性と持続可能性を改善するための重要な手段として、知識と技能への投資の重要性を強調する。この点において、我々は、デジタル技術や起業家精神に基づくイノベーション、応用研究などを通じた、より持続可能で気候変動に強靱な食料システムを構築するための変化の主要な担い手として、若い世代の役割を認識し、促進する。さらに、我々は、気候・環境・技能のネクサスを高めることの重要性を強調し、したがって、2025年までにグリーンな雇用と技能のための政府開発援助の割合を増加させるG7の積極的なコミットメントを想起する。我々は、知識の共有やベストプラクティスなどを通じて、アフリカ諸国とG7諸国における食料システムの特異性及び補完性を活用するため、また、アフリカのポストマラボ宣言における地域計画に沿った持続可能で気候変動に強靱な農業食料システムのための研究開発、研修、能力構築に関する共同イニシアティブを推進するため、アフリカ諸国とのパートナーシップを強化している。この文脈において、我々は、AFSI、アフリカにおける種子証明能力強化イ

ニシアティブ、アフリカの農家及び起業家のための教育格差を埋めるためのアフリキヤンパス・プログラムに特に留意しつつ、この分野におけるG7イタリア議長国下のイニシアティブの実施を含め、G7諸国とアフリカ諸国の関係省庁間及び国際パートナーとの間のより強固な連携を奨励する。我々は、アフリカの農業に対する気候変動の影響におけるジェンダーの側面を認識しており、アフリカ連合のアジェンダ2063に沿って、農村部の女性農家を支援する地域及び国レベルでの介入を実施するため、AUDA-NEPADのジェンダー、気候変動及び農業支援プログラム(GCCASP)を支援することを検討する。

69. 我々は、現地住民の特有の公衆衛生ニーズに応え、特に最も脆弱なコミュニティにおける健康危機への強靱性を強化するための重要な手段として、保健従事者及び政府関係者の技術・職業教育、能力構築、研修の役割を強調する。この文脈において、我々は、WHOアカデミー、G20公衆衛生人材ラボラトリウム及びUHCナレッジハブ等の保健分野における能力開発、生涯学習、研修プログラムに関する効果的なパートナーシップやイニシアティブを活用しながら、アフリカ保健戦略2016-2030に沿って、アフリカのパートナー、並びに市民社会組織やその他の国際的アクターとの協力関係を強化している。

結語

70. 結論として、我々は、2030アジェンダへの我々のコミットメントに沿って、持続可能で、公正かつ包摂的な開発を世界的に推進し、緊急に加速させるという我々のコミットメントを再確認する。また、我々は、上記のイニシアティブの実施に取り組むとともに、我々各国の関係閣僚と相乗効果を発揮し、全ての関係政府、民間部門、市民社会、国際・地域機関と連携しながら、貧困と不平等削減、気候緩和と適応、生物多様性と自然保護、エネルギー安全保障、公正な移行、デジタル開発、ジェンダー平等、差別との闘いといった関連する分野横断的な課題にも取り組む。我々は、イタリア議長国期間中、様々な開発関連のG7作業部会に対して、刺激的な意見を示してくれた代表者たちに感謝する。

71. 我々は、ノルウェー、南アフリカ及びアラブ首長国連邦並びにイスラエル、レバノン及びパレスチナ自治政府の貴重な貢献に感謝の意を表したい。また、ペスカールでの会合におけるアフリカ連合、FAO、Gavi、ICO、IFAD、IFRC、UNDP、UNHCR、UNIDO、WFP、WHOの代表者及び民間部門の代表者からの意見や有益な意見交換に感謝する。

72. 我々は、説明責任と透明性が我々の決定の信頼性を高めるための中核となる原則であることを再確認する。この精神に基づき、我々はまた、アフリカに焦点を当ててG7の開発関連のコミットメントの進捗状況を評価し、今後のG7の開発協力戦略に情報を提供するためのツールとして、2024G7プーリア進捗報告書を承認する。

73. 我々は、2025年のカナダ議長国下で2030アジェンダとSDGsの実施と達成に向けたイタリア及び過去のG7議長国の取組が継続されることを期待している。